

国際アイスホッケー連盟改正新ルール延長ピリオドの施行について

1. 国際アイスホッケー連盟制定の改正新延長ピリオドは、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
また、平成 29 年 9 月 1 日から 11 月 1 日までの 2 ヶ月間を施行のための準備期間とし、その間は各加盟団体が主催または主管する競技会等において、改正新ルールで行うことも可能とする。
なお、準備期間中の新ルールの施行については、事前に関係者が話し合いを行い、十分な理解が得られることを施行に際しての条件とする。
2. 平成 29 年度の日本アイスホッケー連盟ローカル・ルールについては、改正新ルール及び新ルールと同様に、9 月 1 日から施行する。
3. 改正新ルール施行に関しては、上記の通り原則として本年 9 月 1 日とするが、各加盟団体の事情によっては施行時期を遅らせることを妨げない。

以上

新しい延長ピリオドの競技方法を以下の通り通達いたします。

延長ピリオドは、スケーター 3 名ゴールキーパー 1 名（4 対 4）により行うこと。

以下は、3 対 3 による延長ピリオドの競技方法である。

1. レギュラー・ピリオド終了後、5 分間の延長ピリオドを行う場合には、3 分間のインターミッションをとり、インターミッション終了後直ちに延長ピリオドが開始される。両チームはエンドを**交代しない**。
2. 延長ピリオド中、一方のチームにペナルティが科せられた場合、4 対 3 でプレーする。延長ピリオド中に科せられた同時のペナルティは、氷上の人数に影響しない。

注意：延長ピリオドに入り、両チームに 1 つずつのマイナーペナルティが同時に科された場合の解釈。通常のピリオドで、両チームが 5 対 5 の状況下であれば、同時の反則（212 条）の例外規定によって反則が科される。しかし、**3 対 3** 方式による延長ピリオドにあつては、212 条の例外規定の適用はない。同時に科せられる各チーム 1 つずつのマイナーペナルティは、同時のペナルティとしてキャンセルアウトの対象となり、試合は **3 対 3** で再開される。延長ピリオドでは、キャンセルアウトが可能なすべての反則がキャンセルアウトの対象となる。
3. 延長ピリオド中、一方のチームに、相手チームより 2 名少なくなるようなペナルティが科せられた場合、反則したチームのスケーターは 3 名のままとし、反則をしていないチームは 5 人目のスケーターを追加することができる。
4. 氷上の人数に 2 人の差がある状態が終わった後の最初のプレー中断時に、氷上の人数は、4 対 4 または 4 対 3 のいずれか適切な状態に戻るものとする。
5. 数的な状況がレギュラー・ピリオドから延長ピリオドに持ち越される場合、延長ピリオド開始時にこれが適用される。つまり、レギュラー・ピリオド終了時に 5 対 4 だった場合、延長ピリオドは 4 対 3 で始まる。

状況 1

第 3 ピリオド終了時に両チームが 5 対 4 で戦っていた。

B チームの選手には第 3 ピリオド 19:00 にマイナーペナルティが科されていた。

延長ピリオドは 4 対 3 で再開され、反則の残り時間は時計に表示される。

延長ピリオド 1:00 に B チームの選手は氷上に戻り 4 対 4 となる。

6. レギュラー・ピリオド終了時に氷上の人数が 5 対 3 だった場合、5 対 3 のまま延長ピリオドを開始する。ペナルティ終了後、プレーの継続状況により、5 対 5 または 5 対 4 となる。その後のプレーの最初の中断時に、氷上の人数を **3 対 3** または 4 対 3 に調整しなければならない。

状況 1

第 3 ピリオド終了時に、A・B 両チームは 5 対 3 で戦っていた。

B チームの 20 番には 3 ピリオド 19:00 に、10 番には 19:30 にそれぞれマイナーペナルティが科せられている。

延長ピリオドは 5 対 3 で再開され、反則の残り時間が計時される。延長ピリオド 1:00 に B チームの 20 番が氷上に戻り 5 対 4 となる。その後に試合の中断があれば、その時点で 4 対 3 に調整するが、1:30 まで試合の中断がない場合、10 番が氷上に戻り 5 対 5 となり、その後のプレーの最初の中断時に **3 対 3** に調整する。

7. レギュラー・ピリオド終了時に両チームの人数が 3 対 3 だった場合、延長ピリオドを 3 対 3 で開始する。両チームの人数が 5 対 4 または 5 対 5 になった後、最初の中断時に、4 対 3 または **3 対 3** のいずれか適切な状態に調整するものとする。
8. レギュラー・ピリオド終了時に、ひとりまたは複数のプレイヤーが同時ではないペナルティを遂行しており両チームの人数が 4 対 4 だった場合、延長ピリオドは 4 対 4 で始まり、これらのプレイヤーがペナルティ・ベンチを出た場合は通常どおり 5 対 4 または 5 対 5 となる。最初のプレー中断時に、4 対 3 または **3 対 3** のいずれか適切な状態に調整するものとする。

状況 1

第 3 ピリオド終了時に両チームが 4 対 4 で戦っていた。

A チームの選手には 19:00 に 2 分間のマイナーペナルティが科せられており、B チームの選手には 19:30 に 2 分間のマイナーペナルティが科されていた。

延長ピリオドは **3 対 3** で再開され、両者の反則の残り時間は時計に表示される。

延長ピリオド 1:00 に A チームの選手が氷上に戻り 5 対 4 となる。その後に試合の中断があれば、その時点で 4 対 3 に調整する。1:30 まで試合の中断がなければ、B チームの選手が氷上に戻り 5 対 5 となる。その後の最初の中断時に **3 対 3** に調整する。

状況 2

第 3 ピリオド終了時に両チームが 4 対 4 で戦っていた。

A チーム及び B チームの選手には、第 3 ピリオド 19:00 にマイナーペナルティが科されていた。

延長ピリオドは **3 対 3** で再開され、両者の反則の残り時間は時計に表示される。

延長ピリオド 1 分に両者は氷上に戻り 5 対 5 となる。最初の中断時に **3 対 3** に調整する。